

令和6年第6回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和6年6月10日(月) 午後1時30分

2 閉会 令和6年6月10日(月) 午後2時57分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 林 眞理 (農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎 (農地担当)	4番 定井 正雄 (会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正 (会長代理)	8番 仮谷 昌典
10番 在間 洋則	11番 渡邊 豊
12番 小原 弘	13番 奥山 弘志
14番 渡邊 則文	15番 小西 忍

欠席 1人

9番 若林 勤

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	最相 信雄	永野 直樹	武田 治紀	竹内 功次
長代 悦和	劔持 孝明			

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 中山 知輝 次長 岡中 芳浩 主任 柚木 悟 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

10番委員 11番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第23号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第25号 農用地利用集積計画について

報告第16号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第17号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第18号 農地法第6条の規定による報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和6年第6回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が14名、欠席1名、そして農地利用最適化推進委員が7名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、10番委員、11番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第23号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

- (農地担当) それでは、議案第23号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。
- (主任) **【議案第23号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

【受付番号10番】

- (農地担当) それでは10番、西郡の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (6番委員) この案件ですが、受人と渡人の関係は、義理の姉弟という事で、問題ないと思いますが、詳細は剣持委員からお願いします。
- (農地担当) それでは剣持委員、お願いします。
- (剣持委員) この件ですが、渡人が市外に住んでおり、息子も地元に戻って来ず農業が出来ないという事で受人が息子と一緒に農業をするということです。農機具も軽トラも所有しており地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。10番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、10番は許可されました。

【受付番号11番】

- (農地担当) 続きまして11番、福井の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (3番委員) この案件ですが、受人は申請地の隣にある神社を管理している方です。この申請地は、道路改良によって残った農地です。受人は、この近くに母親名義の農地があり農業経験はある方で、小型農機具も所有しています。家庭菜園として利用する計画ですが、今後、転用して何かするつもりはあるのかと聞いたところ、そのような予定はないとの事でした。きちんと菜園として利用していくなら、地元としては問題ないと思います。
- (農地担当) 茅原委員、補足はありますか。
- (茅原委員) 補足はありません。審議の程、よろしくお願いします。
- (農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。11番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、11番は許可されました。

【受付番号13番】

- (農地担当) 続きまして13番、三須の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件ですが、渡人がもう管理が出来ないという事で、今回の申請になりました。現地は、果樹と野菜を植えておりました。今後も、果樹と野菜を作付けしていくということです。地元としては問題ないと思いますので審議の程お願いします。
- (農地担当) この件ですが、受人の住所地が長良で、他地区でも農地を所有されており、営農確認をさせていただいておりますが、奥山委員、何か発言はありますか。
- (13番委員) 受人の自宅前の農地は、きれいに野菜を作付けしていました。阿曾に所有している農地は手つかずということで、そこのところは審議をお願いしたいと思います。
- (農地担当) 永野委員、補足はありますか
- (永野委員) 補足はありません。
- (農地担当) 阿曾の営農状況について林委員、お願いします。
- (1番委員) 現況を確認しましたが、営農されていない状況でした。詳細は武田委員からお願いします。
- (武田委員) 借入地の田が2筆ありますが、作付け出来ていませんでした。また、自作地は4筆ありますが、これは完全に耕作放棄地でした。
- (農地担当) 作付けされていないだけでなく、耕作放棄地になっている場所もあるということですが、いかがいたしましょうか。
- (1番委員) 何年か前に3条申請で申請がありました。その時、受人の自宅は、●●でしたが今は●●に住んでいるのですか。
- (13番委員) 地元の人ではないと思いますが、通常の自宅だと思います。
- (農地担当) このまま、情報が少ない中で判断は出来ないのですが、今総会においては、許可保留とし、現状荒らしている農地についてどうしていくかを聞き取る必要があるのですが、場合によっては、来月の総会にお呼びして本人から聞き取りしたうえで判断をしたいと思いますがいかがでしょうか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) それでは、13番については、許可保留とさせていただきます。

【受付番号14番】

- (農地担当) 続きますして14番, 井尻野の件につきまして, 地元委員の説明をいたします。
- (3番委員) この申請地ですが, 受人と渡人の共有名義で, 兄妹関係です。この度, 渡人の妹が管理できないということで, 兄の単独名義にするという申請です。受人は市外ですが, 今後は果樹を作付けして管理していくということです。地元としては問題ないと思います。よろしくご審議ください。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。14番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 14番は許可されました。

【受付番号15番】

- (農地担当) 続きますして15番, 新本の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (14番委員) この案件ですが, 受人は市外の方ですが, この申請農地の西側に有限会社の役員として借り住まいをしながら, 現在使用貸借で農地を耕作しています。そこは, きれいに管理されており, 野菜など作付けしております。今後はこの農地を活かしていくということで, 地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくお願ひします。
- (農地担当) 長代委員, 補足はありますでしょうか。
- (長代委員) 補足はありません。よろしくお願ひします。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。15番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 15番は許可されました。

【受付番号16番】

- (農地担当) 続きますして16番, 秦の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (8番委員) この案件ですが, 渡人は市外の方で自分の所有する土地の管理について, 受人に相談を

しておりましたが、話がまとまり今回の申請になりました。受人は、地元でしっかり農業をされている方で、地元としては問題ないと思います。よろしくご審議ください。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。16番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、16番は許可されました。

【受付番号17番】

(農地担当) 続きまして17番、金井戸の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員) この案件ですが、受人と渡人の関係は親戚関係で自宅も隣り合わせです。申請地は、受人の家の一部のような場所にあり、管理しやすくするため今回の申請に至りました。受人は、しっかり農業をされている方で、今後はここで野菜を作付けすると聞いています。地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件ですが、他地区でも農地を所有されており、営農確認をさせていただいておりますが、何か発言はありますか。

(委員) ありません。

(農地担当) それでは、耕作状況については問題ないという事で、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。17番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、17番は許可されました。

【受付番号18番】

(農地担当) 続きまして18番、北溝手の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員) この申請地ですが、現況を確認しましたが、作付け準備はまだされていませんでしたが、管理は出来ておりました。詳しくは永野委員からお願いします。

(農地担当) それでは永野委員、お願いします。

(永野委員) 受人は、しっかり農業をされている方ですので、地元としては問題ないと思います。

(農地担当) この件ですが、他地区でも農地を所有されており、営農確認をさせていただいております

が、何か発言はありますか。

(最相委員) 特に問題はありませんでした。

(2番委員) 三須地区ですが、すべて耕作されており、問題はありませんでした。

(11番委員) 久代地区ですが、しっかり管理されており問題はありませんでした。

(農地担当) 竹内委員、補足はありますでしょうか。

(竹内委員) 問題ありませんでした。

(剣持委員) 西郡地区ですが、毎年、水田を作付けされており問題ありませんでした。

(農地担当) 作付け状況については問題ないという事で、この件につきまして、何かご質疑、ご意見
ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。18番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、18番は許可されました。

【受付番号19番, 20番】

(農地担当) 続きまして19番, 三須, 上林の件につきまして, 20番, 三須, 井手, 金井戸の件と
関連がありますので一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件ですが, 19番, 20番の受人は親子関係です。しっかり農業をされている方
ですので問題ないと思います。

(農地担当) 続いて, 金井戸の農地について説明をお願いします。

(13番委員) 19番, 20番の受人は, 親子で現在は, ハウスを使いアスパラガスを作付けして
おります。取得後は, 野菜を作付けする予定です。農機具も所有しており問題ないと思います。

(農地担当) 続いて井手の農地について説明をお願いします。

(最相委員) 井手の農地ですが, 大きいハウスをされておりきれいに作付けをされております。増反
しても問題ないと思います。

(農地担当) それでは, これらの件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 19番, 20番は許可されました。

【受付番号12番】

- (農地担当) 続きまして12番，総社の件につきまして，地元委員の説明をいたします。
- (3番委員) この案件ですが，親子間の使用貸借です。受人の息子は，住所地が市外になっていますが，今後地元に戻り，父親と一緒に農業をしていくそうです。詳しくは，最相委員から説明をお願いします。
- (最相委員) この農地は，荒れておらず，今までもきれいに耕作をされておりました。父親の農機具を使用して耕作するという事で，地元としては問題ないと思います。審議の程，よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。12番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め，12番は許可されました。

【議案第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第24号，農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について，を議題といたします。それでは，事務局より説明をお願いいたします。
- (主任) 【議案第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号10番】

- (農地担当) それでは，10番，井手の件について，現地調査の報告をお願いいたします。
- (11番委員) 周辺の状況ですが，東が道路，西が宅地，南が道路，北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは，地元委員からの説明をいたします。
- (3番委員) この案件ですが，ほぼ農地が残っていない宅地化されたエリアで，地元としては問題ないと思いますが，詳細は最相委員からお願いします。
- (最相委員) 申請地ですが，ほとんど住宅地ですので，総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。10番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、10番は許可されました。

【受付番号11番】

- (農地担当) 続きまして11番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (11番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) 申請地ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われれます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。11番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、11番は許可されました。

【受付番号12番】

- (農地担当) 続きまして12番、真壁の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (11番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が駐車場、南が道路、北が田です。転用した場合の周

辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員) 申請地ですが、用水、排水、日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。12番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、12番は許可されました。

【受付番号13番】

(農地担当) 続きまして13番、井手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) この申請地ですが、宅地化が進んでいるエリアです。一部農地が残る場所がありますが問題はあります。周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。13番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、13番は許可されました。

【受付番号14番】

(農地担当) 続きまして14番, 南溝手の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが, 東が宅地, 西が田, 南が道路, 北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) この案件ですが, 用水は問題ありません。排水は, 宅地内に柵を設置し, 既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風, 土砂流出については, 問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。14番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 14番は許可されました。

【受付番号15番】

(農地担当) 続きまして15番, 見延の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが, 東西南北, 道路に囲まれています。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員) 申請地ですが, 電子工場の敷地拡張という事で, 残農地もありません。被害防除計画, 土地利用計画図を確認しましたが, 周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが, 住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある, おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、15番は許可されました。なお、この転用面積が30アール以上となりますので、県の諮問会議へ諮問し、答申を受けた後に許可といたします。総社市農業委員会といたしましては許可見込みという形で諮問会議に付すようにいたします。

【議案第25号 農用地利用集積計画について】

(農地担当) それでは、議案第25号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【議案第25号 農用地利用集積計画について朗読】**

(農地担当) まず、関係委員さんに退席をお願いします。

【14番委員 退席】 午後2時37分

(主任) **【議案第25号 農用地利用集積計画について説明】**

(農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(農地担当) 特にございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認といたします。

【14番委員 入室】 午後2時40分

【報告第16号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第16号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【報告第16号 報告書について朗読】**

【報告第17号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第17号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第17号 報告書について朗読】

【報告第18号 農地法第6条の規定による報告について】

(農地担当) 次に、報告第18号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第18号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 22ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。ただし、県の諮問会議に付す5条15番については、県の諮問会議に付して意見の答申を受けた後、速やかに許可証を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が10件、許可保留が1件、5条関係が6件ございました。農用地利用集積計画につきましては、原案どおり承認しました。以上で、日程第3についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(会長) ないようでしたら、私から報告があります。4月総会でお話ししましたが、令和5年度の最適化活動の目標の点検評価について5月10日に運営委員会で作成をしましたので、皆様に報告させていただきます。それでは、事務局から概要説明をお願いします。

(次長) 【令和5年度の最適化活動の目標の点検評価について説明】

(会長) ありがとうございました。それでは、先ほど事務局から説明があったとおり、令和5年度の最適化活動の目標の点検評価については、6月末までに県に報告をしてホームページで公表をすることとなります。それでは、会長代理より閉会の挨拶をお

願いたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後2時57分